

習志野市教育委員会会議録
(平成17年第8回定例会)

- 1 期 日 平成17年8月17日(水)
習志野市教育委員会事務局大会議室
開会時刻 午後3時00分
閉会時刻 午後4時05分
- 2 出席委員 委員長 青 木 克 己
委員 吉 村 博 与
委員 栗 原 伸 夫
委員 小 泉 俊 雄
委員 松 盛 弘
- 3 出席職員 副教育長 西 原 民 義
教育総務部長 小 滝 益 夫
学校教育部長 由 比 ヶ 濱 勤
学校教育部参事 大 和 田 泰 雄
学校教育部参事 渡 辺 伸 治
教育総務部次長 志 村 豊
生涯学習部次長 高 山 幸 男
教育総務部副技監 鈴 木 知 行
学校教育部副参事 山 崎 敏 雄
学校教育部副参事 鶴 岡 智
生涯学習部副参事 奥 平 純 一
学校教育課長 大 友 秀 雄
指導課長 倉 光 正 力
生涯スポーツ課長 三 村 秀 則
青少年課長 吉 田 信 博
青少年センター所長 小 柳 茂
教育総務部・学校教育部主幹 野 中 良 範
学校教育部主幹 鈴 木 博
生涯学習部主幹 及 川 隆 志

4 会議内容

委員長が

平成17年習志野市教育委員会第8回定例会の開会を宣言。

委員長が

会議規則第15条の規定により、議案第37号について非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

委員長が

本日の日程について、議案第37号を協議事項の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

委員長が

平成17年第8回定例会の会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

議案第34号 習志野市コミュニティセンター管理規則の一部を改正する規則の制定について
(社会教育課)

生涯学習部副参事が

指定管理者制度の導入に伴い、習志野市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正したことに伴う、管理規則の一部改正をするものである、と概要を説明。

委員が

指定管理者になっても、不服申立てができるのか、と質問。

教育総務部長が

指定管理者に対して直接、不服申立てはできないが、従前と同様、市長に対して、審査請求することができる、と回答。

委員が

損害賠償請求をするのは教育委員会かそれとも指定管理者なのか、と質問。

生涯学習部副参事が
教育委員会が損害賠償の請求をする、と回答。

委員が
毀損した使用者が全く支払う意志がない場合は誰が責任をもって請求するのか、と質問。

生涯学習部副参事が
あくまでも使用者が払うが、指定管理者と教育委員会で協議して、対応をとる場合もでてくる、と回答。

教育総務部長が
指定管理者が使用者に対して請求を行い、それでも払わなければ、教育委員会が対応することも考えられる、と回答。

委員が
指定管理者の場合、業者という事で使用者が軽く受け止めてしまい、全然賠償しないということも考えられる。指定管理者が強く言えるようにしなければ、指定管理者が非常に迷惑を被ると思うので、この点をよく考えてもらいたい、と発言。

教育総務部長が
法的な手段に訴えた場合に明確にするという事が含まれているので、これを根拠に最終的には損害賠償請求をすることができると考えている、と発言。

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第34号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第35号 習志野市生涯学習地区センター管理規則の一部を改正する規則の制定について
(社会教育課)

生涯学習部副参事が
指定管理者制度導入に伴い、習志野市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正したことに伴う、管理規則の一部改正である、と概要を説明。

委員が

新第5号様式の教示事項記載欄にはどういったことが記載されるのか、と質問。

教育総務部長が

不服申立てについては、従前と同様に市長に審査請求できる旨を、処分の取消しの訴えについては、指定管理者を被告として提起できる旨を指定管理者と協議して記載するようになる、と回答。

委員が

使用の取り消しや変更については使用者側に誤解が生じないようにしてもらいたい、と発言。

委員が

入場料はどのように管理されるのか、と質問。

生涯学習部副参事が

利用料金制をとっていないので、使用料を収納するところまでは、指定管理者が行い、その料金は歳入として市に入る、と回答。

委員が

委託する業務とならないのか、と質問。

生涯学習部副参事が

使用料は定まっているので、指定管理者は収納するためだけの業務をする、と回答。

生涯学習部次長が

茜浜パークゴルフ場については、利用料金制をとるので、その使用料は指定管理者の収入となるが、生涯学習地区センターについては、収納するまでが指定管理者で、収入は市に入ってくる、と回答。

委員が

委託する事務の範囲は明記してなくてよいのか、と質問。

生涯学習部副参事が

業務については、公の施設の設置及び管理に関する条例に記載してある、と回答。

委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第35号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第36号 習志野市スポーツ施設管理規則の一部を改正する規則の制定について

(生涯スポーツ課)

生涯スポーツ課長が

指定管理者導入に伴い、習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正したことに伴う、管理規則の一部改正である、と概要を説明。

委員が

第3号様式について、領収書は一般的には、発行者が明記されているものだが、この様式ではそれが分からないのではないかと質問。

生涯学習部次長が

市民課などでも同様のものを領収書として発行している、と回答。

委員が

発行者を明確にすべきではないかと質問。

生涯学習部次長が

発行者は記載していないが、領収印は押すことになっている、と回答。

委員が

領収印というのはきちんとした領収書の形式をとらないで、略しているのではないかと。正式には習志野市という記載がないといけないのではないかと質問。

生涯学習部次長が

この様式に発行者名の記載をする、と回答。

委員長が

この様式に発行者名を入れるということで了解をいただきたい、と発言。

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第36号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第38号 平成18年度習志野市立幼稚園園児募集要項について (学校教育課)

学校教育部副参事が

習志野市立幼稚園管理規則第19条の規定により、平成18年度習志野市市立幼稚園の園児募集方法等について定めようとするものである。平成18年4月より開設予定である仮称東習志野こども園に移行する東習志野幼稚園を除いては例年と大きく変わる点はない、と概要を説明。

委員が

市外からの転入予定者については、当該隣接区域からの応募者と同様に扱うとなっているが、このように決めた理由は何か、と質問。

学校教育部副参事が

園区内に住んでいる方を第一優先として従来取り扱ってきたので、平成18年度も同様に募集をかけたいと考えている、と回答。

委員が

今まで不都合がなかったのか、と質問。

学校教育部副参事が

今までこのように進めてきたが不都合はなかった、と回答。

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第38号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 次回教育委員会の期日について協議し、平成17年9月28日(水)午後3時に決定された。

<議案第37号は非公開>

議案第 37 号 平成 18 年度使用教科用図書の採択について
(小学校、中学校及び特殊学級使用の図書)

学校教育課長が採択の概要を説明。

質疑の後、採決の結果、議案第 38 号は原案どおり可決された。